

第18期 第18回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和7年2月25日(火) 午後1時29分～午後2時20分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階 第3会議室

3. 出席農業委員 (8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 比嘉 友明 委員 4番 比嘉 強 委員 5番 金城 朝之 委員

6番 上里 さゆり 委員 7番 金城 敏満 委員 8番 金城 道夫 委員

4. 欠席農業委員 (0 名)

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 金城 阿希乃 委員 ・ 金城 光俊 委員

西部地区: 瀬長 輝男 委員 ・ 高安 昌俊 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖

主任主事: 長嶺 文斗 主任主事: 南 叶子

7. 議事録署名委員

8番 金城 道夫 委員 ・ 2番 上原 啓一 委員

8. 付議すべき案件

報告第 103 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 104 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 105 号 現況証明願について

報告第 106 号 確認願について

報告第 107 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第 108 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

協議第	9	号	農用地区域内の一部用途変更について
議案第	59	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	60	号	農地転用事業計画変更承認申請について
議案第	61	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	62	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第	63	号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

9. 会議の内容

議長	皆さん、こんにちは。ただいまから第 18 期豊見城市農業委員会第 18 回総会を開催いたします。 (午後 1 時 29 分) 開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日 1 日限りいたします。 本日の出席委員は 8 名中 8 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立します。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 8 番委員の金城道夫委員と第 2 番委員の上原啓一委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び南主任主事を指名します。 これより報告案件に入ります。初めに、報告第 103 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 2 ページをお開きください。報告第 103 号「転用後の利用状況報告について」、4 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 103 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 104 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 4 ページをお開きください。報告第 104 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、1 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 104 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 105 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。報告第 105 号「現況証明願に

	ついて」、6 件ございました。内容を確認のうえ、証明を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 105 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 106 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 8 ページをお開きください。報告第 106 号「確認願について」、1 件ございました。内容を確認のうえ、確認書を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	報告第 106 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 107 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 10 ページをお開きください。報告第 107 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 107 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 108 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 12 ページをお開きください。報告第 108 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」、4 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 108 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、協議第 9 号について審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	協議第 9 号については、農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課

こんにちは。農林水産課の宮城と申します。よろしくお願いします。

今回、農用地区域内の用途変更について申請がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、農業委員会の意見を聴くものであります。

農振農用地に農業用倉庫、畜舎等の農業用施設を設置する場合は、農業用施設用地への用途区分の変更の申し出が必要となっております。

それでは、申請が1件ございますので説明したいと思います。

議案書16ページをお開きください。

申請場所及び面積は、字伊良波565（1,100㎡の内49.4㎡）。

目的は、農機具格納庫（農業用倉庫）となっております。

議案書20ページに現況写真を載せてありますのでご覧ください。

土地利用者は変更手続きがあることを知らずに設置・利用しており、てん末書を提出してもらい、今後申請漏れがないよう指導し手続きを踏んでもらっております。

今回申請内容については、農業用施設用地に該当することから、農林水産課としては適当であると考えております。

説明は以上です。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

協議第9号について説明が終わりました。

協議第9号について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手して質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

協議第9号については、豊見城市長に対して「適正である。」と回答することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長

異議なしとのことですので、協議第9号については、豊見城市長に対して、「適正である。」と回答することに決定しました。

これより議案審議に入ります。議案第59号について審議します。

「農地法第3条の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いしたいと思います。

では、事務局の説明をお願いします。

事務局	それでは議案第 59 号について説明いたします。 議案書の 21 ページから 28 ページとなります。 では、議案書の 22 ページをお開き下さい。 議案第 59 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、3 件の申請がございました。 整理番号 1 番につきまして、議案書の 24 ページをお開き下さい。 申請のありました、豊見城市字我那覇 554 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。 整理番号 2 番につきまして、議案書の 26 ページをお開き下さい。 申請のありました、豊見城市字与根 23-3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。 整理番号 3 番につきまして、議案書の 28 ページをお開き下さい。 申請のありました、豊見城市字保栄茂 1123-3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。 なお、今回の申請にあたって、新規に許可申請する農地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。調査結果について、金城阿希乃委員から報告をお願いします。
金城推進委員	それでは、令和 7 年 2 月 13 日に行いました現地調査の結果について報告します。 整理番号 1 番から 3 番について、申請地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。
議長	事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。 議案第 59 号について、1 件ずつ審議します。 はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。 質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。 (8 番委員挙手)
議長	はい、金城委員。
8 番委員	農業経営開始で 16 m²ってことですが、面積要件ってありますか。
事務局	下限面積は撤廃されているため、面積要件はありません。

8 番委員	申請者は農業従事者になるのか？これだけみたら家庭菜園程度だけど。
事務局	妻の母が世帯員として主に従事するという事で申請されています。
事務局	休憩お願いします。
議長	休憩します。
	休憩 午後 1 時 41 分 再開 午後 1 時 53 分
議長	再開します。 他に質疑のある方はいらっしゃいますか。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、許可することに決定しました。 次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。 質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。
	(2 番委員挙手)
議長	はい、上原委員。
2 番委員	従事日数が記入されていない理由を教えてください。
事務局	農地所有適格法人として申請されているため、理事の農業従事要件等は別で確認しています。
事務局	休憩お願いします。
議長	休憩します。

休憩 午後 1 時 55 分

再開 午後 1 時 57 分

議長

再開します。

他に質疑のある方はいらっしゃいますか。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については、許可することに決定しました。

次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については、許可することに決定しました。

次に議案第 60 号について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の 30 ページから 33 ページをご覧ください。議案第 60 号「農地転用事業計画変更承認申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。土地の所在は豊見城市字翁長 293-2。転用目的は一般住宅。当初の事業計画についての変更はないのですが、単独での申請許可を配偶者と連名に変更する内容となっております。住宅ローンの融資を受けるために連名で登記する必要があるとの事でした。当該申請につきましては、各判断基準には該当しないため、承認要件を全て満たしていると考えられます。

説明は以上です。

議長	事務局の説明が終わりました。 議案第 60 号について委員の質疑を許します。 質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。
8 番委員	休憩をお願いします。
議長	休憩します。 休憩 午後 2 時 00 分 再開 午後 2 時 01 分
議長	再開します。 他に質疑のある方はいらっしゃいますか。 質疑なしと認めます。これより採決します。 議案第 60 号について、事業計画変更承認基準を満たすと考えられることから、「変更承認相当」として、沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしとのことですので、議案第 60 号は「変更承認相当」として沖縄県知事へ進達することに決定しました。 次に議案第 61 号について審議します。 議案第 61 号については、農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員の報告もお願いしたいと思います。 では、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書の 35 ページをお開きください。議案第 61 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして 36 ページから 39 ページになっております。議案第 62 号整理番号 2 番と同一事業のため併せて説明させていただきます。申請のあった土地は、豊見城市字与根 549-3、549-4。転用目的は車両置場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号および農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。 申請地 549-3 の一部がコンクリート敷きになっておりました。令和 5 年 5 月に隣地で住宅建築する際に業者が誤って造成してしまったとの事です。始末書を

	受領しております。 農地の区分は3種農地と判断しております。 整理番号2番につきまして40ページから43ページになっております。ご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字与根215-8。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。 農地の区分は2種農地と判断しております。 現地の調査結果については比嘉強委員から報告をお願いします。
4番委員	それでは、令和7年2月18日に行いました現地調査の結果について報告します。 整理番号1番と議案第62号整理番号2番について、事務局の説明の通り、一部コンクリート敷きとなっており、残りは雑草が繁茂しており、遊休状態となっておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。 整理番号2番について、現場は耕作されておりましたが、適正に管理されておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。説明は以上です。
議長	事務局及び農業委員の説明が終わりました。 議案第61号について1件ずつ審議しますが、整理番号1番については、同時申請である議案第62号整理番号2番とまとめて審議します。 はじめに、同時申請の整理番号1番及び議案第62号整理番号2番について委員の質疑を許します。 質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。 (8番委員挙手)
議長	はい、金城委員。
8番委員	申請では車両置場となっているが、解体車を置くということか。
事務局	現在は修理業となっているとのことでした。
8番委員	ここは周辺が住宅地となっているが、環境法など他の法令との関係は大丈夫ですか。

事務局

休憩をお願いします。

議長

休憩します。

休憩 午後 2 時 07 分

再開 午後 2 時 08 分

議長

再開します。

他に質疑のある方はいらっしゃいますか。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番及び議案第 62 号整理番号 2 番については、農地法第 4 条第 6 項各号及び農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから「許可相当」として、沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので整理番号 1 番及び議案第 62 号整理番号 2 番については、「許可相当」として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから「許可相当」として、沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので整理番号 2 番については、「許可相当」として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、議案第 62 号について審議します。

議案第 62 号については農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員の報告もお願いしたいと思います。

では、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の 45 ページをお開きください。議案第 62 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、3 件ございました。申請内容につきま

しては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきまして 46 ページから 48 ページになっております。申請の
あった土地は、豊見城市字座安 280 の 2、280 の 3。転用目的は一般住宅。当
該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たして
いると考えられます。農地の区分は 2 種農地と判断しております。

整理番号 3 番につきまして 53 ページから 56 ページになっております。申請の
あった土地は、豊見城市字高嶺 335 の 1。転用目的は貸駐車場。当該申請地は
農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考え
られます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

現地の調査結果については比嘉強委員から報告をお願いします。

4 番委員

それでは、令和 7 年 2 月 18 日に行いました現地調査の結果について報告しま
す。

整理番号 1 番～3 番ついて、現場は雑草が繁茂しており、遊休状態となってお
りました。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられま
す。説明は以上です。

議長

事務局の説明と農業委員の報告が終わりました。

議案第 62 号については、先ほど同時審議した整理番号 2 番を除いて 1 件ずつ
審議します。

はじめに、整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから「許可
相当」として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので整理番号 1 番は「許可相当」として沖縄県知事へ進
達することに決定しました。

次に、整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから「許可
相当」として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので整理番号 3 番は「許可相当」として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、議案第 63 号について審議します。

現地調査については、農地利用最適化推進委員も立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いしたいと思います。

では、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 63 号について説明いたします。

議案書の 57 ページから 61 ページとなります。

議案第 63 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認」について説明します。

相続税の納税猶予につきまして、これは農地を相続により取得した農業相続人がその農地で引き続き農業を営む場合、一定の条件で農地にかかる相続税を猶予するというものです。また、相続税の納付猶予を受けていた土地が、20 年間農業経営を継続していた場合には相続税が免除されます。

今回、那覇税務署からの依頼を受け、利用状況を確認するため農地利用最適化推進員とともに現場確認をおこないました。

議案書の 61 ページをお開きください。

確認のありました農地の利用状況については「1.自ら所有し、自ら農地として使用している」として回答することをお諮りします。

なお、農地利用最適化推進員の金城阿希乃委員から利用状況の報告をお願いします。

金城推進委員

それでは、令和 7 年 2 月 13 日に行いました現地調査の結果について報告します。

照会のあった農地ついて、畑として利用していることを確認しました。以上です。

議長

事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。

それでは、議案第 63 号について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

(8 番委員挙手)

議長	はい、金城委員。
8 番委員	これは農業委員会が確認することで、20 年農業していたら免除されると法律であるから、何年かごとに利用状況を確認しているということか。
事務局	はい、そうです。 (5 番委員挙手)
議長	はい、金城委員。
5 番委員	現場写真を撮るとか、特にそういった作業は求められていないのか。
事務局	現場写真は現地調査時に撮っており、現在の利用状況を確認して指定様式で回答する形になります。
8 番委員	休憩をお願いします。
議長	休憩します。 休憩 午後 2 時 18 分 再開 午後 2 時 19 分
議長	再開します。 他に質疑のある方はいらっしゃいますか。 質疑なしと認めます。これより採決します。 当該特例農地の利用状況等については、事務局の説明のとおりとし、那覇税務署長宛て利用状況確認書を提出することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、当該特例農地の利用状況等については、事務局の説明のとおりとし、那覇税務署長宛て利用状況確認書を提出することに決定いたします。 以上をもちまして本日提案の議事日程は全て終了いたしました。 委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議を

いただきありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和 7 年 2 月 25 日（火）

午後 2 時 20 分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 澄子

8 番委員

金城 道夫

2 番委員

上原 啓一